

第8章 都市づくりの推進方策

1. 推進に向けての基本的な考え方

1-1 協働による都市づくり

(1) 協働による都市づくりの推進

人口減少・少子高齢化社会の中、人口規模に見合ったまとまりのある市街地を形成し、都市機能がコンパクトに集積した生活利便性の高い都市を実現していくことが大切となっています。今後は、本計画の方針に基づいて、都市づくりを進めていくことになりますが、厳しい社会経済情勢の中、広大な市域を有する本市においては、市民の多様なニーズに対し、全ての分野において行政が直接的に対応することが困難な状況になりつつあります。

このため、市民や自治会、市民活動団体、事業者それぞれが、今後の都市づくりへの理解を深め、都市づくりへ積極的に参加することが大切です。更に、行政と連携し、役割分担を行いながら、効果的かつ効率的な都市づくりを進めていくことが重要となってきます。

(2) 都市づくりにおける各主体の役割

《市民に期待される役割》

快適で安心して住み続けることができる都市を形成するためには、市民の一人ひとりが、都市づくりの担い手として自ら住むまちに関心を持ち、都市づくりに積極的に参加することが大切です。また、市民相互の理解と協力によって、自らが住む地域だけでなく、広域的な都市づくりを継続して行う主体として役割が期待されます。

市民一人一人はもとより、自治会、市民活動団体は、協働のパートナーとして、連携と協働による都市づくりに取り組むことが期待されます。

《事業者、大学等に期待される役割》

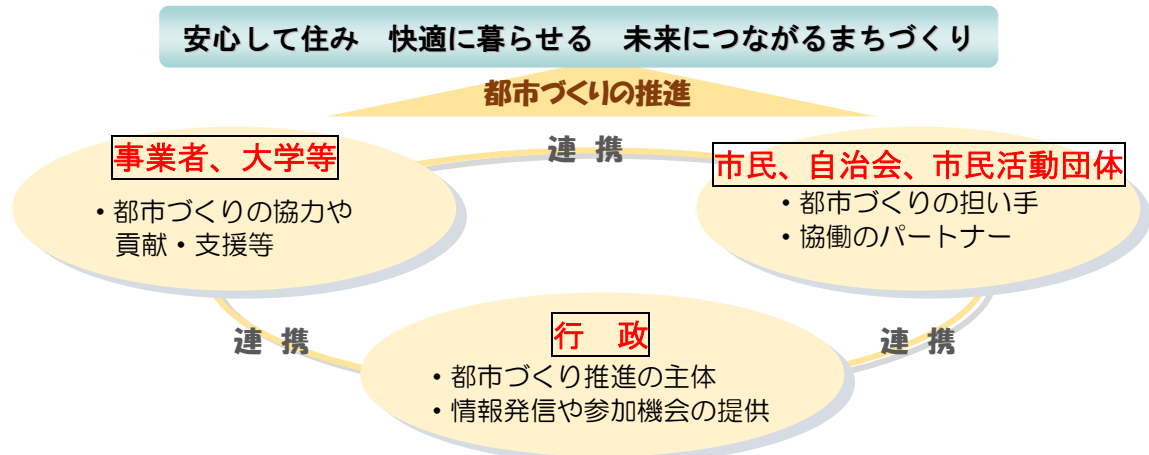
生産活動や経済活動を営む事業者や、高等教育機関である大学を始め研究機関や高度な医療機関等は、市民と同様に津市の力強い一員であると考えられます。

このため、生産活動・研究などの維持や発展以外にも、行政や市民等との協力体制や連携などを図りながら、都市づくりの推進に向け、積極的に協力・貢献していくとともに、事業の支援を行う役割が期待されます。

《行政が担う役割》

行政は、市民や市民活動団体、事業者、大学等との役割分担の下、都市づくりを推進する主体としての役割があります。

都市づくりに関する情報を、広報、ホームページを始め、あらゆる機会を通じて積極的に発信するとともに、市民等に対し、都市づくりへの参加機会の提供や、都市づくり活動の支援などを推進します。



2. 計画の実現に向けて

2-1 計画の着実な運用

次の視点に留意し、本マスタープランに基づく施策や事業を計画的かつ効率的に実施します。

(1) 都市マスタープランに基づく都市計画の運用

本計画は、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。

そのため、本計画は、個別の都市計画を決定する際の方針であるとともに、市民の力を活かすことができる提案制度などの内容を判断する基準とするなど、総合的かつ一体的な都市計画の運用を行っていきます。

(2) 計画推進の連携と調整

《関係部局等との連携》

本計画に示された内容は、都市計画分野だけではなく、防災、環境、福祉・医療、商工業、観光振興、農林水産業、教育など、広範な分野に渡っています。

そのため、関係部局などと横断的な協議や調整を密に行い、効果的・効率的な事業の推進に努めます。

《国や県、周辺市町との連携・協力》

本計画は、津市全域を対象としていますが、各種都市計画事業や土地利用方策を展開するにあたっては広域的な連携が必要であることから、国はもとより、三重県都市マスタープランとの整合や三重県の各種事業・制度との調整を図り各種事業を推進します。さらには、周辺市町との計画や事業との連携を図りつつ、県都としてふさわしい都市づくりを進めるため、各種事業を積極的に推進します。

2-2 計画の進行管理

(1) 進行管理等の考え方

本計画に基づく各種の都市づくりに資する施策・事業を効果的に実践していくためには、本計画に位置付けた取組について、計画された目標（Plan＝計画）に向けて、予定どおり事業が実施（Do＝実行）されているかどうかを管理し、その過程で達成状況などを評価し（Check＝評価）、その評価に基づいて改善などがなされているか（Action＝改善）を確認し、更に、その結果を次の目標設定（Plan＝計画）に活かしていくことが大切です。

津市立地適正化計画については、おおむね5年ごとに、施策の実施の状況などについての調査、分析及び評価を行うよう努めるとされているため、本計画についても、津市立地適正化計画の評価時期に合わせ、都市計画基礎調査や国勢調査などで都市の状況を把握しながら、PDCAサイクルを実施していきます。

また、緑化の目標などは平成39年度の目標年次に合わせて目標値を設定していますが、適宜、指標の達成状況に関するモニタリングを実施していきます。

進行管理については、包括的かつ継続的に評価することができる体制や手法を検討します。

なお、今後、法制度が大きく改正された場合、人口・産業動向を始めとする社会経済情勢に大きな変化が認められる場合、総合計画などの上位計画や関連する計画との整合が必要となった場合などにおいて、必要に応じて本計画の見直しを実施します。

